

平成26年第5回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

平成26年12月18日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 議案第51号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第55号 本巢市トレーニング施設条例を廃止する条例について
日程第5 議案第56号 指定管理者の指定について
日程第6 議案第57号 市道路線の認定について
日程第7 議案第60号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（17名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏝本規之	4番	黒田芳弘
5番	舩渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	15番	後藤壽太郎
16番	上谷政明	17番	大西徳三郎
18番	鵜飼静雄		

欠席議員（1名）

14番 瀬川治男

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	白木裕治	総務部長	神谷義幸
企画部長	大野一彦	市民環境部長	片岡俊明
健康福祉部長	林正男	産業建設部長	大熊秀敏
林政部参事兼 部長心得兼根尾 総合支所長心得	小野島広人	上下水道部長	杉山敏郎
教育委員会 事務局長	岡崎誠	会計管理者兼 会計課長	村瀬敏勝

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会議務局長 安藤正和

議会書記 杉山昭彦

議会書記 山本 憲

開議の宣告

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

議席番号14番 瀬川治男君から欠席届が提出されており、本日の会議を欠席されますので御報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（黒田芳弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号18番 鵜飼静雄君と1番 堀部好秀君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（黒田芳弘君）

日程第2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いします。

最初に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 高橋勝美君。

○文教福祉委員会委員長（高橋勝美君）

おはようございます。

文教福祉委員会から報告いたします。

12月11日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名と議長が出席し、議案説明のため、藤原市長、石川副市長、白木教育長、各所管部局長のほか関係職員の出席を求めました。当委員会では、付託議案1件の審査を行ったほか、執行部から報告案件2件についての説明を受けました。

初めに、健康福祉部関係の報告案件である真正幼稚園増改築の設計概要についての説明を受けました。真正幼稚園については、現在設計委託業務を進めており、来年度、増改築工事を実施する予定であるとのことであり、現時点での設計概要についての報告を受けました。

次に、教育委員会関係の議題に移り、付託案件である議案第55号 本巢市トレーニング施設条例を廃止する条例についての審査を行いました。また、教育委員会からの報告案件として、新教育制度についての説明を受けました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

が平成27年4月1日から施行されることに伴い、教育委員会制度が改正され、教育行政における責任体制の明確化、教育委員会の審査の活性化、民意を代表する首長との連携の強化等が図られるものであり、この法律の関係条例の改正（案）を来年3月の市議会定例会に提出する予定である旨の説明がありました。

以上、文教福祉委員会からの報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま議席番号16番 上谷政明君が途中退場されましたので、御報告をいたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

次に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

○産業建設委員会委員長（中村重光君）

では、産業建設委員会から御報告を申し上げます。

12月12日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名と議長が出席し、議案説明のため、藤原市長、石川副市長、各所管部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件2件について審査をいたしました。

初めに、産業建設部関係の付託案件、議案第57号 市道路線の認定についての参考とするため、本巣市土地開発事業の調整に関する規則の概要説明を受けた後、認定路線の現地視察を行いました。

その後、委員会を再開し、議案第56号 指定管理者の指定について及び議案第57号 市道路線の認定についての審査を行いました。

以上、産業建設委員会からの御報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

次に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 江崎達己君。

○総務企画委員会委員長（江崎達己君）

総務企画委員会から報告します。

12月15日午前9時から、本庁3階第1委員会室において総務企画委員会を開催しました。

委員会には委員6名が出席し、議案の説明のため、藤原市長、石川副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件1件の審査を行いました。

初めに、樽見鉄道本社の視察を行い、社長より、運営方針や経営状況等の説明や、本巣駅及び北方真桑駅のトイレ改築工事に係る説明を受けました。

その後、委員会を再開し、議案第51号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について審査を行いました。

以上、総務企画委員会からの報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

以上で、諸般の報告を終わります。

議席番号16番 上谷政明君が入場されましたので、御報告をいたします。

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

日程第3 議案第51号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第3、議案第51号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第51号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 江崎達己君。

○総務企画委員会委員長（江崎達己君）

それでは、総務企画委員会付託案件について報告します。

議案第51号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

委員からは、今回の改正は法律の改正に伴う条例文の整理と思われるが、条文の整理により、公務災害補償の内容に変更はあるのかとの質問に対して、執行部からは、条文の整理のみで内容に変更はない旨の回答がありました。

採決の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（黒田芳弘君）

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

総務企画委員長は席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第51号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第4 議案第55号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第4、議案第55号 本巣市トレーニング施設条例を廃止する条例についてを議題といたします。

議案第55号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 高橋勝美君。

○文教福祉委員会委員長（高橋勝美君）

議案第55号 本巣市トレーニング施設条例を廃止する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

この議案は、社会体育施設「NEOさわやかセンターたかお」を廃止するものであり、設置してあったトレーニング機器等を根尾診療所へ移設することから、市民環境部長等にも出席を求め、審査いたしました。

委員からは、診療所へ移設したトレーニング機器などの使用料は徴収するののかとの質問には、徴収しないとの回答があり、また全てのトレーニング機器を診療所に搬入できたのかとの質問には、一部搬入できなかった機器もあるが、利用率の高い機器を搬入した旨の回答がありました。

採決の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（黒田芳弘君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

文教福祉委員長は席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第55号 本巣市トレーニング施設条例を廃止する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5 議案第56号及び日程第6 議案第57号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第5、議案第56号 指定管理者の指定について及び日程第6、議案第57号 市道路線の認定についてを一括議題といたします。

議案第56号及び議案第57号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 中村重光君。

○産業建設委員会委員長（中村重光君）

では、報告をいたします。

議案第56号 指定管理者の指定について、審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

担当部長から、根尾林業センターは、これまで、もとす郡森林組合が指定管理者を受けてきており、光熱水費や軽微な修繕費用等は森林組合が負担しており、指定管理料の請求は受けていない旨の補足説明がありました。

その後、質疑に移りましたが、委員からの質疑等は特になく、採決の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第57号 市道路線の認定について、審査の経過と結果について御報告をいたします。

議案審議に先立ち、執行部から土地開発区域内の道路の基準等を規定した本巣市土地開発事業の調整に関する規則の概要説明を受けた後、道路の現地確認を行いました。

その後、議案の審議を行いました。委員からの舗装状態がよくない道路があったが、認定前に補修させるべきではないかとの質問には、開発事業者から、2年間は道路に係る瑕疵の補修を行うことや、損害賠償を求められた場合には、誠意を持って対応する旨の誓約書の提出を受けており、本日指摘を受けた件については、開発事業者に対応を求める旨の回答がありました。

次に、開発道路に係る市の検査は事前に済ませてあるのか、また誓約書は、検査の結果に基づき、提出されることになったのかとの質問には、既に検査済みであり、誓約書については、過去に産業建設委員会からの指摘を受け、徴収することになった旨の回答がありました。

採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（黒田芳弘君）

議案第56号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

産業建設委員長は席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第56号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第57号 市道路線の認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第57号 市道路線の認定については認定することに決定しました。

日程第7 議案第60号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第7、議案第60号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、本日、追加をお認めいただきました追加議案の提案説明を申し上げたいと思います。

議案第60号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、出産育児一時金の支給額を改正するため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、市民環境部長から御説明を申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第60号についての補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 片岡俊明君。

○市民環境部長（片岡俊明君）

それでは、議案第60号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

追加議案の概要の1ページをごらんください。

出産育児一時金の支給額を現行の「39万円」から「40万4,000円」へと引き上げる政令の改正が行われ、公布されたことに伴い、本市国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。施行日は、平成27年1月1日でございます。

出産育児一時金は、現在、39万円に産科医療補償制度の掛け金相当の3万円を加えました総額42万円の支給が原則となっております。この一時金に加算されます産科医療補償制度の掛け金を同日から1万4,000円を引き下げするため、出産育児一時金の総額は現行と同額の42万円に据え置かれます。今回、この掛け金を、補償対象者推計の下方修正や剰余金の改正をすることで1万6,000円に引き下げることとされました。

一方、掛け金を除いた39万円につきましては、出産費用が増加していることを受け、引き上げることとなりました。出産費用の実勢価格調査結果によりますと、平均費用額は41万7,000円となっております。産科医療補償制度の掛け金の引き下げ額と同額とすることで、一時金の総額は現行の42万円を維持するものでございます。

なお、平成21年1月より実施されています産科医療補償制度につきましては、分娩に関連しまして重度の脳性麻痺となった子と、その御家族の経済的負担を補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、再発防止に役立つ情報を提供する制度でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第60号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第60号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第60号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

閉会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で、本会議に提出されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成26年第5回本巢市議会定例会を閉会いたします。24日間にわたりまして、大変お疲れさまでした。

午前9時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員